

平成 21 年

宝達志水町議会会議録

第 4 回定例会

平成21年12月11日 開会

平成21年12月22日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第71号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第72号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第73号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第74号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第75号 平成21年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 宝達志水町公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第77号 小字の区域及び名称の変更について
- 請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願書

平成21年12月11日（金曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	9 番	北 本 俊 一
2 番	柴 田 捷	10 番	中 川 信 夫
3 番	津 田 勤	11 番	金 田 之 治
4 番	中 谷 浩 之	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸 治
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治
8 番	守 田 幸 則		

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	山 本 実
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環 境 安 全 課 長	高 松 守 成
健 康 福 祉 課 長	源 大 恵
産 業 振 興 課 長	太 田 永 作
ふるさと振興室長	藤 井 能 富 夫
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博

学校教育課長 栗原政典
生涯学習課長 土上 猛
会計課長 中村清康
志雄病院事務局長 鍛治 一良

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 川崎與一議員逝去に対する追悼演説
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第71号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第72号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第7 議案第73号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第
3号）
- 日程第8 議案第74号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補
正予算（第3号）
- 日程第9 議案第75号 平成21年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計
補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第76号 宝達志水町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第77号 小字の区域及び名称の変更について
- 日程第12 請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすこ
とを求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第13 議案に対する質疑
- 日程第14 町政一般についての質問
- 日程第15 委員長報告
- 日程第16 委員長報告に対する質疑
- 日程第17 討 論
- 日程第18 採 決
- 日程第19 議案の委員会付託

開会・開議

議長（金田之治君） ただいまから平成21年第4回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、13番 北 信幸君、12番 小島昌治君を指名いたします。

会期の決定

議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの12日間に決定いたしました。

報 告

議長（金田之治君） 報告を申し上げます。

川崎與一議員におかれましては、去る12月1日、御逝去されましたので、御報告申し上げます。

川崎與一議員逝去に対する追悼演説

議長（金田之治君） 日程第3 故川崎與一議員の逝去を悼み、弔意をあらわすため、追悼演説を行います。

13番 北 信幸君。

13番（北 信幸君） 追悼の言葉。

ここに、私は、皆様のお許しを得て、故川崎與一議員のみたまに対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げたいと存じます。

川崎與一議員とは、11月末の町議会臨時会において元気な姿でお会いしたばかりで、こうして本日の定例会であなたに追悼の言葉を述べることになろうとは、夢想だにし得ないことでございます。議席にあなたをしのぶ花を見ると、ありし日のお姿を思い浮かべ、万感胸に迫るものがございます。

川崎與一議員は、昭和25年4月、当町上田に生を受けられました。若き日の議員は、明朗闊達で衆望厚く、常にリーダーとして、周囲の者を統率する指導力に殊のほかすぐれていたと聞いております。

平成8年に旧押水町農業委員に選ばれ、農業協同組合勤務で培われた知識を生かし、町の農地行政と農業の振興に尽力されました。平成10年に勤めをやめられてからは、専業農家として水稻やイチジク、花木など農作物の生産に取り組みれるとともに、地域農業の振興のため力を注がれました。

その卓越した手腕や指導力など、すぐれた資質は、高い人望と相まって地域住民はもとより、広く町民の支持を得るところとなり、平成11年4月に行われた旧押水町の町議会議員選挙において見事に当選されて以来、合併後の宝達志水町議会議員として、きょうまで町政の発展に貢献されました。

その広い交友と政治的手腕は、衆目の一致して認めるところであり、教育厚生常任委員や産業建設常任委員、及び委員長などとして活躍されたのであります。また、町議会定例会における一般質問では、住民の代表者として積極的に多くの質問をされ、その重大な使命を果たされてこられました。

また、議会以外にも、農業委員会委員や交通安全協会を初め各種団体の役員など、その御活躍の足跡は枚挙にいとまがありません。このような幾多の御功績は、必ずや長く後世に語り継がれるものと信じております。

ここに心から御冥福をお祈りするとともに、残された私たちは、川崎與一議員の御遺志を体し、宝達志水町の発展のため全力を傾注することをお誓い申し上げ、追悼の言葉といたします。

與一さん、御苦労さまでございました。

議長（金田之治君） 故川崎與一議員の御冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。

皆さん、その場で御起立をお願いします。

〔全員起立〕

議長（金田之治君） 黙禱。

〔黙 禱〕

議長（金田之治君） お直りください。

御着席願います。

議事の都合により、暫時休憩します。

午前10時12分

午前10時16分

副議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が都合により欠席のため、副議長の私がかわって、議長の職を務めさせていただきます。

諸般の報告

副議長（林 一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、定期監査及び財政的援助等に係る監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択を求める陳情書から商工会に対する平成22年度補助金要望額の完全予算化に関する要望についてまでの要望・陳情等は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

提出議案の上程・説明

副議長（林 一郎君） これより、本日提出のありました議案第71号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）から議案第77号 小字の区域及び名称の変更についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 本日ここに、平成21年第4回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、平成21年度の補正予算案を初めとする町政の重要課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

諸議案の説明に先立ち、先ほど、近岡議員におかれましては、長年の議員生活の御功績に対しまして、全国市町村議会議長会から特別表彰がなされましたことについて、心よりお祝いを申し上げます。

近岡議員におかれましては、昭和46年に初当選されて以来、長年にわたり町の発展、議会の活性化に尽くされ、その間、町議会議長を初め町監査委員、羽咋郡市広域圏事務組合議会の議長など、多くの重責を務められました。

今後とも町の発展のため、御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

また、去る12月1日に川崎與一議員が急逝されましたことを、この場をかりまして改めて町民の皆様にご報告させていただきますとともに、心より哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げます。

川崎議員には、まだ59歳という人生最も盛んにして議会の中堅を担い、産業建設常任委員長として、日ごろから農業問題を中心に町の産業振興のため熱心に活動されておりましたことに、改めて心から敬意を表するものであります。

加えて、議員の皆様におかれましても、御同朋を失った御心痛をお察し申し上げます次第であります。

さて、昨今の社会を取り巻く情勢は、昨年の世界同時不況の影響から、政府では、11月下旬に、日本経済がデフレ状況にあると公式に宣言したところであります。

政府はこれに対処するため、去る8日に雇用、環境、景気を柱とする総額7兆2,000億円、事業規模24兆4,000億円の経済対策を閣議決定したところでありますが、国民の生活の安定、景気回復に向けて一刻も早い国会での予算成立を希望するものであります。

このような状況の中、町では来年度予算の編成に取り組んでいるところでありますが、私はさきの9月定例会において、平成22年度以降に取り組むべき具体的方策を、この12月定例会にお示しするとお約束したところであります。

先ほども申し上げましたように、日本経済がデフレ状態に入ったことで、町の税収も今

後大幅な減収が予想されることから、この財政健全化はより一層緊急度を増してきております。

私は、この財政健全化に取り組むため、本年7月に町内全集落を対象に12会場において町政懇談会を開催し、町民の皆様には町財政の窮状を説明するとともに、町政運営に対する御意見と御要望をお聞きしてまいりました。

その多くの意見は、私が監査委員として主張していたことと同じでありました。

町長となった今は、町民の皆様のご意見は、つまり私の主張でもありますので、その実現には大きな責任があります。

この町政懇談会で皆様からいただきました多くの御意見をしんしゃくし、検討してきた結果、このほど今後の財政健全化方策案を取りまとめさせていただきました。

その基本理念といたしましては、

第1に、徹底的に事務事業を見直し、経費の削減を図ること。

第2に、施設の統廃合、町有財産の売却を進め、適切な公共施設管理に努めること。

第3に、住民負担の増加を極力抑えつつも、公平な受益者負担を求めること。

第4に、投資的経費、公債費の縮減など、将来的負担を抑制すること。

第5に、これらの取り組みにより、財政運営を継続できる適正規模の基金造成を行うこと。

以上のことを重点的、積極的に取り組み、一刻も早く財政健全化を果たし、町民の皆様のご要望にこたえるべく財源を捻出したいと考えております。

なお、この基本方針に基づいて行う財政健全化策の効果額は、約1億6,600万円であります。

そして、この健全化への取り組みには、町民の皆様のご協力がなくては実現することができません。住民サービスの低下とお怒りになるかもしれませんが、財政健全化を果たすためには、事務事業を一つ一つ点検し、見直しや廃止などによって1年の収支を黒字にすることが先決であり、つまり基金に頼らず、投資的経費を抑制し、地方債残高を減らす、このような財政運営が必要であります。

本町は、来年3月で合併から丸5年になりますが、これまでの経過を顧みますと、当時の政府が進めた三位一体の改革のもと、合併ありきで事が進められ、合併時におけるサービスは高く、負担は低くというたい文句が新たな行政サービスを優先させる結果となり、あわせて行うべき事務事業の見直しや公共施設の統廃合といったスケールメリットがなお

ざりにされたところがあります。

その結果、本町のみならず、各地方自治体の財政運営を厳しいものにしており、とりわけ本町におきましては、危機的な状況にあります。

しかし、過去のことを糾弾しても過去が変わることはありません。

しかし、この厳しい現実、将来にわたってずっと続くものでもありません。この現実から逃げることなく立ち向かっていけば、必ずよい方向へ変えていくことができると確信しております。

今この時期に改革に取り組まずに、さらに検討を進めることもできますが、次の機会、またその次の機会へと引き延ばすことは、何も解決しないのであります。

私は、町長となるに当たって、「今 改革のとき 町民とともに」をスローガンに公約を掲げさせていただきました。この改革を今やらねば、いつやるのかとの思いであります。

本町は、これまでに幾度も合併を行ってきました。そのたびに私たちの祖先は、勤勉さと郷土愛をもって町民全体で困難を乗り越え、今私たちが住む宝達志水町を築き上げてきました。その力はとても偉大であり、私たちも次代を担う子供たちのために、健全となった町を引き継がなければなりません。

私たちも、祖先と変わらぬ勤勉さと郷土愛を持っているはずであります。その精神は町の発展を支える力であり、こういった真実に立ち返ることが求められております。

今こそ旧町意識を取り払い、団結しなければなりません。旧町に均等に庁舎や施設を残すことが、今の宝達志水町にとってどんな力になるか、それは旧町意識の溝を深めるだけであって、庁舎の統合は、新たなまちづくりの礎になると信じております。

町民の皆様には、非常につらい試練をお願いすることになります。しかし、将来を考えると、今立ちどまっているわけにはいかないのであります。この現実から逃げることなく、立ち向かっていけば必ずよい方向へ変えていくことができます。

私は、皆さんと一緒に財政健全化、新たなまちづくりという共通の目的に向かって取り組むことを、改めてお誓い申し上げるものであります。皆様にはぜひ御理解をいただき、御協力をお願い申し上げます。

以上、いろいろ申し述べさせていただきましたが、今後はこのような基本的な考え方のもとで町政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、今定例会に提出いたしました案件の説明に入らせていただきます。

最初に、議案第71号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,684万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億1,331万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出予算では、まず、各款の人件費において、本年度の人事院勧告に準拠した給与の改定及び共済費等の負担率変更に伴う経費について所要の予算措置を講ずるものであります。

以下、補正の主な内容を歳出から順次御説明いたします。

総務費では、町例規集のデータ更新に要する経費、行財政改革審議会委員報酬に要する経費、志雄庁舎維持管理に要する経費、一般生活バス路線の赤字補てんに要する町負担分の経費、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金、町内6カ所にカーブミラー等の設置に要する経費、納税組合への奨励金及び町税還付金などを追加するものであります。

民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金、地域・介護福祉空間整備交付金の活用により小規模福祉施設での新規スプリンクラーの設置に要する経費、介護保険特別会計への繰出金、災害時の擁護者支援対策に要する経費などを追加し、国の事業見直しにより執行停止となった子育て応援特別手当給付事業に伴う所要の経費を減額するものであります。

衛生費では、公立病院の財政措置の改正及び地方交付税の算定基準の変更に伴う志雄病院事業会計への繰出金、国の地域グリーンニューディール基金を活用し、志雄庁舎において省エネ改修設計に係る所要の経費、平成22年度一般廃棄物収集運搬（債務負担行為）に要する経費を追加するものであります。

労働費では、緊急地域雇用補助金創出特別交付金の活用により、雇用の創出に伴う所要の経費などを追加するものであります。

農林水産業費では、担い手への農地の面的集積の促進に要する経費、志雄地区県営ほ場整備事業の増工及び県営事業の農業用河川工作物応急対策設計の策定など所要の経費を追加するものであります。

土木費では、地域活力創造交付金を活用し道路維持、管理に要する経費を追加するものであります。

消防費では、国の経済危機対策に基づき全国瞬時警報システムの整備に伴う所要の経費を追加するものであります。

教育費では、小・中学校、社会教育施設等の消防整備点検による修繕に要する経費、喜

多家の資料館周辺の排水ポンプ及び正面門の修繕に要する経費、12月に行われる全国ジュニアソフトテニス大会及びマーチングバンド・トワリング全国大会出場に伴う所要の経費を追加するものであります。

災害復旧費では、8月の集中豪雨により被災のあった農地1カ所の復旧経費を追加するものであります。

以上が歳出予算の主な内容であります。

財源となります歳入予算では、町税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第72号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,269万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億8,118万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費では、職員給与に係る人件費など、保険給付費では、循環器系疾患などの給付費の伸びによる療養給付費など、出産育児一時金の引き上げ等、また、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金の事業費の確定による財源の組み替えなど、一般被保険者の過年度資格喪失等による保険税の還付及び平成20年度国庫負担金の精算による返納金を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、療養給付費及び前期高齢者交付金、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第73号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億1,427万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費では、介護認定件数の増加に伴う消耗品の所要額、保険給付費では、見込みによる高額介護サービス費の所要額を追加するものであり、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を充てるものであります。

次に、議案第74号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,478万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、ケーブルテレビ編集室移転改修に伴う設計業務委託に要する経費のほか、志雄庁舎サーバ室改修に係る工事請負費等に要する経費を追加するものであります。

なお、財源となります歳入予算につきましては、一般会計からの繰入金を充てるものであります。

次に、議案第75号 平成21年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、収益的支出においては、国庫補助事業である介護職員処遇改善に要する経費、救急医療の確保並びに新型インフルエンザワクチン接種に要する経費を追加計上するものであります。

これらの財源措置といたしましては、収益的収入において、介護職員処遇改善交付金並びに特別交付税を財源とする一般会計繰入金を追加計上するものであります。

よって、収益的収入並びに収益的支出において、それぞれ2,042万円を追加し、収益的収入並びに収益的支出それぞれ11億7,565万3,000円とするものであります。

次に、議案第76号 宝達志水町公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本件につきましては、さきの9月定例会において議決をいただきました町内の集落センターの管理運営につきまして、集落センター所在地の各区を指定管理者に指定させていただくものであります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう5年間であります。

次に、議案第77号 小字の区域及び名称の変更についてであります。

本件につきましては、平成17年から施行してまいりました南吉田地区の県営ほ場整備事業がこのほど完了し、従来の区画形状に変更が生じ、小字の区域及び名称を4つの小字に改めることとなったため、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

以上、案件の提案理由を説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切な決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

副議長（林 一郎君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

副議長（林 一郎君） ここで、議案第71号から議案第77号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

副議長（林 一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

一般質問

副議長（林 一郎君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） それでは、第2回定例議会の折に、津田町長におかれましては、町政運営についての基本的な考え方を述べておられましたが、この1年を振り返ってみて、町政の成果や実績、また、町長の所信をお伺いし、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、町長は、これからの4年間は「今 改革のとき 町民とともに」のスローガンのもと、財政の健全化に主眼を置いて諸事業を実施することが最も重要であると判断され、合併時に策定したまちづくり計画における10カ年計画の財政見通しを、過去4年間の実績を踏まえて現時点で見直すということを申されましたが、見直し作業の結果、どのようなことを見直すべきと思われましたか。所信をお伺いいたします。

また、主要事業においても優先順位をつけ、計画的な年度配分を行い、余裕のある資金繰りで事業に取り組むとのことでしたが、優先順位はどのような基準で行われましたか。並びに、年度配分など適切に行われましたでしょうか。お伺いいたします。

次に、主要事業を実施するに当たっては、将来に禍根を残さないよう町民の意思を十分に尊重するという、さらに、日常生活に密接した社会資本の整備は適切に対応することをございでしたが、ことし1年の成果のほどをお聞かせください。

さて、町長は、行財政の改革を積極的に推進せねばならないということでしたが、その第1として掲げておられます効率的なまちづくりを実現するために、用途、目的が重複している公共施設の統廃合について、実施状況を御説明ください。

第2番目として掲げております、町や土地開発公社が所有する土地の利活用や遊休土地の利活用について、早期に具体的な方向性を示し対応することでしたが、進捗状況を御説明ください。

次に、第3として、行財政に関する情報は、町の広報誌やホームページなどを通じて提供し、町民の声が町政に反映するように努めるとのことでしたが、どのように創意工夫され、また、どのような効果がありましたでしょうか。お聞かせください。

第4として、効率的な行政運営を行うため、行政組織の見直しを行い、課の統廃合や室の新設を行いました。その実績はありましたでしょうか。お伺いいたします。

最後に、ことし1年の成果と実績を踏まえ、来年度の町政に対する抱負をお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

副議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 萩山議員の御質問にお答えいたします。

町長に就任してから8カ月間の町政運営の成果などに関する御質問でございます。最初は、財政見通しの見直しについて御答弁させていただきます。

合併時に策定されたまちづくり計画に、その財政基盤の裏づけとなる10カ年の財政見通しを立てております。

合併からこの間を振り返ってみますと、合併効果に対する期待感から、サービスは高く、負担は低くという行政サービスを優先させる結果となり、これが本町の財政運営を厳しいものにしてきている一因とも言えるわけでございます。

また、合併特例債という有利な起債を財源に、大型の合併関連事業を実施してきた結果、地方債残高が増加したものであります。

さらに、国の三位一体改革による地方交付税等の削減によりまして、不足する財源をすべて基金の取り崩しに頼る結果となり、財政調整基金が枯渇状態になっているのが現状でございます。

このような経過をたどり、本町の平成20年度決算における財政指標は、県内で最低レベルの極めて厳しい状況になってきております。

そこで、今後は、基金に頼らず、投資的経費を抑制し、地方債残高を減らす方針のもとで財政運営に努め、最悪の財政状況を一刻も早く健全なものにすることが先決であると考えております。

これらの状況から、第1に、徹底的に事務事業を見直し、経費の削減を図ること。第2に、施設の統廃合、町有財産の売却を進め、適切な公共施設管理に努めること。3番目には、住民負担の増加を極力抑えつつも、公平な受益者負担を求めること。第4に、投資的

経費、公債費の縮減など、将来的な負担を抑制すること。第5に、これらの取り組みにより、財政運営を継続できる適正規模の基金造成を行うこと。以上、5つの財政健全化の基本理念のもとに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それぞれの事業の見直しにつきましては、さきに開催しました町政懇談会や、行財政改革審議会等の御意見を尊重しつつ検討してきた結果、事務事業の見直し、公共施設の統廃合、人件費の削減、投資的経費の削減、各種補助金の見直し、受益者負担の見直し、新たな財源の確保、これらの7項目について事業の仕分けを行いまして、財政健全化方策案として、さきの議員全員協議会にお示したところであります。この削減・見直しによって、1億6,600万円の歳出削減を行うものであります。

また、合併後10年を経過する平成27年度から平成31年度までの5年間で、普通交付税は段階的に引き下げられまして、合併特例による期間が終了する平成32年度からは通常の算定となりまして、約4億7,000万円の減少が見込まれます。

このような歳入減に的確に対応するためにも、本格的かつ早急に財政見通しの見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、主要事業の優先順位についてであります。まず、町民の安全で安心な生活に密着した緊急性のあるものを最優先に実施してまいりたいと考えております。

なお、年度配分につきましては、さきに述べました、基金に頼らず、投資的経費を抑制し、地方債残高を減らす基本のもとに、公債費負担適正化計画において、平成27年度には実質公債費比率が18%以下になるように努力してまいりたいというふうに考えております。

また、社会資本の整備についてであります。平成21年度の国の経済対策により実施した地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源とした事業では、集落から要望があったものの中から、緊急度、優先度が高い道路・生活基盤の整備事業を初め、学校、町営住宅、街灯施設などの整備を行ったところであります。

次に、公共施設の統廃合についてであります。平成20年度には中央保育所と東部保育所を統合するとともに、共同福祉施設白虎山センター、今浜健康広場、宝達山頂展望台など7施設を廃止いたしました。

また、来る平成22年度には、役場庁舎、北大海第一保育所と第二保育所を統合することとしており、効率的な管理運営を行うべく、積極的に統廃合を推進していく考えであります。

次に、町や土地開発公社が所有する土地の利活用や遊休土地の利活用についての進捗状

況についてであります。

町有地には、21カ所で約9万平方メートルの遊休土地があります。そのうち売却候補用地が17カ所で約6万7,000平方メートルあります。これらの土地につきましては、新たな財源の確保の観点からも、できるだけ早い時期に売却処分したいと考えております。

残りの4カ所につきましては、今後、公共用地などとして有効活用してまいりたいというふうに考えております。

町土地開発公社の所有地であります免田用地が遊休土地となっております。この土地につきましては、何分にも広大な面積であり、売却価格、それに現状の地形などから諸問題も多々あります。今後とも企業誘致活動等を行い、売却促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、町民の声を反映するため、広報誌やホームページについての工夫と、その効果についての御質問にお答えいたします。

町民の声を広くお聞きして町政に反映するため、6月議会でまちづくりレターを復活し、年4回、町内全戸に用紙をお届けし、町民の声を聞き取るようにいたしました。

今年度も、直ちに実施すべきものや、検討を求めるものなど、これまでに約60通を超える貴重な御意見をいただいております。

一例を挙げますと、町民健診会場での受診者への配慮を求めるものや、歩道にまで広がった雑木の除去を求めるものなど、すぐに対応できるものについては担当課に指示し改善を図るなど、活用させていただいているところであります。

また、町ホームページでも、従来からお問い合わせコーナーを設け、メールによる御意見や御質問を受け付けており、行政手続の問い合わせや広報内容に専門性を求める意見など20件程度のメールもいただいております。

ホームページに関する御意見は、見づらいつか情報が古いままだとか、いろいろな御意見もあります。町民の皆様が利用しやすく、常に新しい情報を提供しよう工夫し、親しみやすい、読みやすい、見ていただけるホームページづくりに努めているところであります。今後とも研さんを重ね、町民目線での行政の推進や迅速な現場対応等に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、行政組織の見直しにつきましては、本年7月に行ったわけではありますが、その効果についてのお尋ねであります。

その主な目的といたしましては、本庁の重要課題である財政の健全化と過疎化対策に取

り組むため、健全財政推進室とふるさと振興室の2つの部署を新たに設けるとともに、課の統廃合と所掌事務を見直し、9課2室体制としたものであります。

この効果でございますが、何分にも新たな体制としてまだ5カ月を経たばかりでありますので、目に見えるような大きな成果はありませんが、これまでに取り組んできたことについて御報告し、答弁にかえさせていただきたいと思っております。

まず、健全財政推進室では、県内で最低レベルにある財政状況を健全化するため、7月下旬から町内全集落を対象として、12会場で町政懇談会を開催し、町民の皆様には町の財政状況について御説明させていただくとともに、今後のまちづくりに生かすため、町政に対する御意見と御要望を伺ったところであります。

また、9月には行財政改革審議会を開催し、これまでの行財政改革に対する取り組みと今後の公共施設の統廃合計画について委員から御意見を伺い、事業の見直しを内容とする財政健全化方策案を取りまとめたところであります。

次に、ふるさと振興室では、各集落の高齢化と過疎化に歯どめをかけるため、活力が回復するよう、各集落の特色や魅力などを発掘・整備し、その情報を全国に発信することで、田舎暮らしにあこがれる都会の人々の流入や、本町出身者のUターンを促そうと、全集落を対象にふるさと情報調査を行ったところであります。

調査結果では、PRできる素材として、高品質で生産が行われている米やイチジク、花木などがあり、これらの農産物についてブランド化することによって、販売の拡大や魅力ある農業に発展することで、田舎暮らしにあこがれを持つ都会の人々の流入や、団塊の世代力の有効活用が見込まれ、農業後継者の育成・確保ができるものと期待しているところであります。

今後の取り組みといたしましては、調査結果をもとに地域資源を活用した創意工夫ある住民主導による地域の活性化を助長するため、来年度予算にふるさと振興枠を設けまして集落の取り組みを支援してまいりたいと考えており、鋭意予算編成作業に当たっているとところであります。

このほか、室から課に改めた情報推進課では、ケーブルテレビ事業において、視聴者の皆様に楽しんでいただけるよう魅力ある番組づくりをするため、常に新しい情報の発信に努めているところであり、月平均では24本の番組制作を行っております。これによって昨年に比べて50本多く、1年間の番組総数は280本を提供するように取り組んでいるものであります。

また、建設課と上下水道課を統合した地域整備課や医療・保険係を健康福祉課から住民課へ移管したことによって、町民の皆様が住宅整備や転出入に伴う保険・年金の加入、脱退の手続などを行う際、複数の庁舎で行っていたものを一元化いたしましたので、利便性が向上いたしましたものと思っております。

さらに、課の統廃合、所管事務の見直しによって事務の合理化が図られ、職員の適正配置ができたものと思っております。

なお、一部詳細につきましては、情報推進課長から答弁をいたさせます。

副議長（林 一郎君） 情報推進課長 山本 実君。

〔情報推進課長 山本 実君 登壇〕

情報推進課長（山本 実君） 1番 萩山議員の広報誌やホームページ等への取り組みに関する町長答弁について、若干重複するところもございますが、答弁をさせていただきます。

まず、まちづくりレターにつきましては、3カ月に1回、町の広報誌の発行に合わせて、町内全戸にお届けをさせていただいております。

今年度の意見あるいは提言でございますが、主な内容は、生活環境にかかわるもので12件、保健・福祉に関するものでは11件、教育・文化4件、産業育成等では2件、それから都市基盤の整備で10件、多いものがございますが、まちづくり等に関するものでは29件という大変多くの状況でございます。

回答を希望される方に対しては、関係各課と調整の上、文書でお答えを申し上げておりますし、あるいは回答を希望されなかったり、あるいは匿名で御意見をいただくケースもございますが、これらにつきましては、機会を得て広報等にその概要について御報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、町ホームページにつきましては、利用される町民の皆様が、必要な情報については検索しやすく、かつ利用していただきやすいものになるように、今後とも工夫と改善を加えていきたいと考えております。

一方、職員のホームページに関する操作研修にも取り組んでおりまして、本町行政に関する情報の発信でありましたり、あるいはその公開に積極的に取り組みながら、町民の声が町政に反映するよう創意工夫に取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

副議長（林 一郎君） 1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） 町長に来年度の抱負をお聞かせいただければと思っておりますが。

副議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 来年度の抱負といたしますか、国の予算がまだはっきり見えておりません。不明確なところがございますので、国の方針が今月の終わりごろにはほぼ出るというようなことを伺っております。それに基づいて、来年度早々には県のほうからも地方財政計画等が示されると伺っておりますので、それを見ましてから、具体的数字を挙げてまた御説明させていただきたいなというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

副議長（林 一郎君） 1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） 財政面じゃなくて、抱負というのは、心づもりだけなんですけれども。来年に対する希望をひとつということだったんです。

副議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 私の抱負といたしますか、私は、町長に就任するのは、やはり町の財政を健全化するという、これ1本にかかっておりますので、それ以外には何も抱負はございませんで、何しろ一生懸命に財政再建に向けて取り組んでいきますので、ひとつ御支援のほどよろしく願いいたします。

副議長（林 一郎君） 次に、9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

9番（北本俊一君） きょうは傍聴者として、前町長の中野さん、前々町長の中西さん、傍聴大変御苦労さまでございます。

貴重な時間をおかりしまして、私は、今定例会において3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目として、ふるさと農道整備事業について。

今現在、免田地内の249号線から川尻地内のえびす神社前まで開通しているわけですが、残り830メートル、そしてその中で、19年度は260メートルの用地買収を終えております。20年度は207メートル、用地境界確定済みですが、用地は未改修のままであり

ます。そして今年度、21年度は、委託料を50万円計上しているわけでございます。その中において、いまだ未着工のまま経過しているわけでございます。当初の全体計画は、米出インターチェンジ付近まで至る幹線農道としての整備事業であったと思っているが、今後の事業推進の予定についてお伺いをいたします。

次に、2点目として、町単独道路整備について質問いたします。

合併して5年余り経過しているわけでございます。これまでに数多くの道路整備をしてきたと思うんですが、ここに資料があるんですけども、これまで町単独道路維持管理工事、5年間で387件、金額にして1.1億円。そして町単独道路改良工事、それが59件、1.1億円。合計で446件、金額にして2.2億円。5年間で簡単に割ってみますと、1年当たり4,500万円、件数にすると80件、このように事業をしてきたわけでございます。年々財政が厳しい状態の中において、来年度以降どのようにこの道路を継続し、整備を行っていくのかお聞きいたします。

次に、3点目として、来年度予算編成について質問をいたします。

本町の財政状況は、実質公債費比率が20年度、20.2%、将来負担比率、20年度、281.5%、県内でもワーストワン、そして全国でもワースト21位と聞いておるわけでございます。そのため、財政運営を継続していくため、徹底的に事務事業の見直しを図っていくのが当たり前だと思うんですが、それによって町民の幸せ、サービスの向上を図られるのか、私は疑問を抱いておるわけでございます。

まさか合併してこれだけ財政が緊迫するとは、だれも思わなかったことだと思います。財政健全化に向けて取り組んでいくのは当たり前だと思いますが、その中で来年度へ向けに予算をどのように編成していくのかお聞きいたしまして、私の質問を終わります。的確なる答弁のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

副議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

まず、ふるさと農道についてでございますが、この道路は大変必要な道路であるということは、十分認識しておるところであります。地域振興に大いに寄与する重要な道路でございます。

そこで、これまでの工事の進捗状況は、総延長の約60%に当たります1,300メートルを

供用しております。全体計画の残り830メートルにつきましては、平成18年度と平成19年度に260メートルの用地買収を行いました。残りの570メートルにつきましては、買収できる条件が整っていないことから、財政健全化方策案では、この事業を休止といたしたものであります。用地買収に係る事務費などにつきましては、必要経費といたしまして計上していく予定にいたしております。

現在、地元の北川尻区には、計画地の複雑な権利関係の解決に鋭意取り組んでいただいております。町といたしましては、今後とも地元の御協力をいただきながら、この事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、町単独道路整備事業における投資的経費についてであります。

平成20年度における道路維持管理事業、道路整備事業費の工事費総額は2,049万6,000円となっております。

また、平成21年度では、9月補正分までの総額は1億75万1,000円となっております、前年の約5倍の事業費となっております。これは、60%補助の地域活力交付金事業、それに100%補助の地域活性化・経済危機対策交付金事業を活用したものであります。

財政健全化方策案の中では、町単独道路整備事業を廃止としておりますが、本年度と同様に補助事業や交付金事業などの有利な財源が確保できれば実施する方向でありまして、基金の取り崩しや地方債残高、実質公債費比率に影響するような事業の実施は行わないとするものでございます。

最後に、来年度の予算編成全般に対する御質問であります。財政の健全化はまさに本町の至上命題であります。何よりもまず、この課題からいち早く脱却することが私の公約であります。与えられた使命として考えております。

さて、平成20年度決算における本町の財政の健全化をあらわす健全化判断比率4指標は、残念ながら県内市町の最低レベルであります。まさに徹底した行財政改革を推進し、効率的で持続可能な財政運営への転換が急務と言わざるを得ない窮状となっております。

このようなことから、今後の事業計画の推進に当たっては、財政計画とリンクした明確な目標設定を行いまして、住民と危機意識や改革意欲を共有しながら、積極果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

その道のりは決して平坦なものではありませんが、行財政改革を積極的に推し進め、平成23年度までに財政再建の一定のめどが立つよう、一步一步着実な取り組みを決意いた

しております。特に、来年度の予算編成におきましては、費用の負担のあり方についても見直しをする方針であります。

財政健全化の基本理念でお示したとおり、合併当初のサービスは高く、住民の負担は低くという考え方は既に限界であります。安定した財政運営を続けるためには、効率的な事務事業の実施にあわせて負担割合を見直し、負担の適正化を図りたいと考えております。

しかしながら、負担の適正化と予算の削減だけでは町の活力低下が懸念されるわけでございます。住民に理解と協力を求め、住民のやる気を引き出すため、ふるさと振興室が事業の中心となり、地域がそれぞれの個性を生かし、競い合いながら地域活力を高める活動を積極的に支援してまいりたいと考えております。

財政健全化方策の基本理念でお示した5本の柱を盾にして、行財政改革審議会等で了承が得られた施策や方策は、可能な限り来年度予算に反映し、実行していく覚悟であります。

どうか議員各位におかれましても、格段の御理解と御協力をいただきますようお願いする次第であります。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明をさせますので、御了承をお願いいたします。

副議長（林 一郎君） 財政課長 松田正晴君。

〔財政課長 松田正晴君 登壇〕

財政課長（松田正晴君） 9番 北本議員の御質問にお答えいたします。

来年度の予算の要求にあっては、従来の費目ごとのシーリング設定を行わず、各事務事業の一つ一つをゼロベースから見直す必要性から、所管ごとに切り込む削減額を要求前に知らせる方式に切りかえました。見込まれる財源不足に対応するため、一般財源ベースでございますが、全体で1億円に及ぶ削減を指示いたしております。

また、徹底した事業の見直しを行い、経費の削減により予算のスリム化を図りながら、地域資源を有効に活用した住民主導による町の活性化策も助長していくため、要求項目にふるさと振興枠を特別設定いたしまして、重要課題にも取り組んでまいるところでございます。

何分、歳入につきましても、今はまだ国において政権交代による不透明な情勢もございます。予算に対する情報が錯綜していることもありまして、地方交付税、交付金等の財源がどの程度見込まれるか予想が立たない状況もあるわけでございます。

このようなことから、財政課といたしましては国の動向を注視しながら、財政健全化の基本理念の5つの柱を念頭に置き、予算編成に当たりたいと考えております。

このほか、各種補助金の廃止、縮減、休止等も見込まれておりますが、来年度予算は規模としては緊縮型といった域を出ないものと想定されますが、今後の一つの試金石となるような財政健全化方策に示された内容をできるだけ予算に反映させ、つなげていくことが必要不可欠というふうに現在考えております。よろしくお願いいたします。

副議長（林 一郎君） 9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

9番（北本俊一君） ふるさと農道の件なんですけれども、ふるさと農道は、北川尻区にとっては非常に将来的に大事な道路でもございます。ただ単に北川尻区だけの道路ではなくて、将来的には、私はふるさと農道は海環状だと思うんですね。そして今、山環状のほうに広域農道が来年度開通する予定ですね。それを町全体を一周ぐるりできるような環状道路だと私は思っているわけです。

そのためにもやっぱり、今年度必要経費を計上していただくということなので、非常にありがたく思っているわけなんですけれども、それだけでは早く道路がつかないんですね。もう少し予算をつけていただきたいのと、一日も早くそういう道路がつくことによって、やっぱり町の活性化、物流の流れ、いろんなものがあると思うんですね。そのためにも早くしていただきたいというふうに思います。

そして、町単独事業の道路整備におきまして、こういう厳しい財政状況の中ではありますが、今現在でも事業を継続してやっている道路があると思うんです。それを単にお金がないから廃止するとか休止するとか、それは簡単なことなんです、やめるとかそういうことは。けれども、それを継続してやるにはやっぱり力が必要だと思います。そのためにももう少し精査して、いい道路を整備していただきたいと思います。

最後に、来年度の予算についてでありますけれども、町長の提案理由の中にもありましたが、厳しい財政状況はわかるんですけれども、何でもかんでも廃止、休止。民主党の事業仕分けじゃないんですよ。そんなことをしていると、やっぱりいろんな住民感情とか、いろんなものが出てくると思うんですね。

やっぱり将来的にはいろんな考えを持ちながら、展望を持ちながら、子、孫に残すためにも、しなくてはならないものは絶対しなくてはならないと思っておるわけでございます。そして、うちの町は子供が少ない、活力がない、夢も希望もない町、そんな町に若者がだ

れが来ますか。もう少し若者が、この町なら住んでもいいだろうという、もう少し若者が定住できるようないろんな施策をとって、町の発展、活性化につなげていただきたいと、このように思っております。答弁は結構です。

副議長（林 一郎君） 次に、2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 平成21年第4回定例会に当たり、津田町長に財政健全化と予算編成について一般質問をさせていただきます。

先ほどの萩山議員、北本議員の質問と重なってもございますけれども、重なる部分につきましては答弁は結構でございます。

まず、私どもを取り巻く環境につきましては、政権の交代あるいは経済危機、新型インフルエンザなど、そして身近なところでは雇用状況の悪化など大変厳しいものがございます。政府におきましては、予算の無駄の洗い出しの切り札と位置づけた事業仕分けが行われ、省庁で重複する事業の洗い出しがあり、成果があったとの報道もなされております。

一方、本町を取り巻く財政状況につきましては、先ほどの北本議員も触れられましたし、また、町長の答弁でも述べられておりますので、省略はいたしますけれども、今後とも経済の減速で税収が大きく落ち込むとの予測がされる中で、財政状況はさらに厳しくなるというふうに考えております。

このような財政状況のもとにおいては、節約の時代から我慢の時代になっていると認識をしておりますが、早くこの我慢のトンネルを抜け出し、安全・安心で明るい心豊かなまちづくりのために、町民や行政の皆さんとともに行動してまいりたいと思っておりますのでございます。

執行部や職員の皆さんも、限られた財源での財政運営に苦慮されていることとは思いますけれども、これからが正念場だと思っております。一丸となって町民のために頑張りたい、このように思っております。

そこで、まず、財政健全化についてでございます。

さきで開催されました町議会全員協議会におきまして、財政健全化方策の基本理念が示されたところであります。

方策案は、事業を7つの区分に分け費用の見直しを行った内容で、一部報道機関の言葉をかりるならば、さながら宝達志水版事業仕分けといったところでありましようが、今回だけで終わることなく、来年度以降も徹底した見直しを行うとともに、今回示されました

諸施策のほかに、ふるさと納税制度の活用や公債費の縮減施策など、新たな財源を確保する施策の実施も期待されるところであります。

いかに厳しい財政状況にあるとしても、予算がない、削減だ、我慢してくれとの繰り返しでは、町の活力が失われ、将来に影響を与えるのではないかと心配しているところであります。このような状況を回復するには、町自身が変わらなければなりません。変革が重要なかぎと考えております。

執行部、職員はもちろんのこと、議会と、そして何よりも町民の御理解と御協力をいただき、あわせて、この状況を何とかしなければならぬのではないかという気持を引き出すことも大切なことではないかと思うところであります。そこで、財政健全化方策の基本理念について6点質問いたします。

まず、1点目、財政健全化が必要と考える現状認識を改めて聞きたいと思えます。

2点目、財政の健全化を推進する上で、基本的な考えと申しますか、ポリシーがなかったら、どんなに立派な計画であってもぶれが出ると思いますが、考え方をお聞きしたい。

3点目、方策の策定に当たっては、町長のリーダーシップは極めて大切であります、職員一人一人の意見や発想を生かすことも大切と思えます。職員からの意見等は求められたのでしょうか。

4点目、財政健全化方策を実行するに当たって、先ほども少し触れましたが、職員の自覚と行動力が大切と考えます。職員と執行部との意思疎通が十分できているのでしょうか。

5点目、8月に町政懇談会を開催し、町の財政状況を説明してきたが、財政健全化方策についても、町民とひざを突き合わせた説明が必要ではないかと思うところでございます。そのような考えを持っていらっしゃるのかどうかお尋ねをいたします。

6点目、平成26年に地方交付税の市町村合併算定がえの特例期間が終了し、平成27年度から5年間の激変緩和措置による減少額など、今後10年間の財政見通しをどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

以上6点でございますが、まだ素案や検討段階のものもあるとは思いますが、可能な範囲で答弁をお願いしたいと思います。

次に、平成22年度予算編成についてであります。

早いもので、来年度の予算編成に着手される時期となりました。国の予算編成がおくれ、あわせて事業仕分けによる本町への影響も不透明な状況ではありますが、津田町長におか

れては、就任2年目を迎えるに当たって思いもあろうかと推測をするところであります。先に示されました財政健全化方策の実行により、無駄を排し、我慢するところは我慢をし、財源を確保した中で、町の活力の出る事業や施策の実施を期待するものであります。予算編成に対して、どのような方針のもとで臨まれるのかをお尋ねをし、一般質問を終わります。

副議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

健全財政化が必要と考える現状認識についてであります。先ほど萩山議員にお答えさせていただきましたように、平成20年度決算における本町の財政状況は、県内市町では最低と、北陸3県でも最低というふうにかがっております。

11月に行われました県地方課による行財政総合診断結果においても、徹底した行財政改革の推進等、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが必要であるという指摘を受けております。本町の財政健全化は急務であると強く感じておるところでございます。

財政健全化を推進する上でのポリシーについてでございますけれども、サービスは高く、負担は低くという考え方は既に限界であるという認識でございます。

安定した財政運営を継続するためには、財政健全化方策の基本理念に基づきまして、費用負担のあり方についても見直す一方、徹底した事務事業の見直しによりまして経費の削減を図りながら、財政収支において実質単年度収支が継続的に黒字となり、財政調整基金の残高が類似団体並みの残高を保有する状態に達するまで、意欲を持って臨んでまいりたいというふうに考えております。

財政の健全化は、聖域を設けずにすべての分野において取り組む必要がございます。議員御指摘のとおり、長1人のトップダウン方式では限界がございます。職員の意見や発想を生かすことは、とても重要なことであるとも思っております。

そのため、今回の健全化方策の策定に当たっては、全課から提案方式によりまして事務事業の見直しを行ったものであります。

このほか、本町には、町政全般にわたる施策や事務改善など行政効率の向上に関し、職員が自由な発想で企画を提案する職員提案制度がございます。本年度は、9月を強化月間としまして案を募りましたところ、224件の提案がございました。

提案内容といたしましては、経費の節減策を初め、住民サービスの向上、遊休財産の活

用、定住化促進、子育て支援や高齢者福祉の充実、地域資源を生かした町の活性化、職員の資質向上に関する事など、ごく身近な業務改善から重要施策に関するものまで、幅広く提案されております。

今回は、永下参事を委員長とする審査委員会において、これらの提案の中から実効性が見込まれそうなものを9点選定いたしまして、来る16日には審査委員会を設けまして、私も加わりまして、これら9点の提案について提案者本人からいろいろ意見を聞くという段取りをとっております。この中から財政健全化につながる優秀な提案を選考し、実施したいと考えておるところでございます。

このように、私は意欲ある職員の意見や新たな発想が、新たなまちづくりに役立つと考えており、今後も多くの職員と意見を交わす機会を設けていきたいというふうに考えております。

次に、財政健全化方策の実行に当たって、職員と執行部との意思疎通ができてきているのかとのことでございますけれども、先日、中堅職員であります主幹級職員との意見交換会を開催いたしました。

この財政健全化方策につきましては、柴田議員の御指摘のとおり、職員の自覚と行動力が大変大切であるということから、職員全員に対する財政状況の説明会を開催しまして、厳しい現状を認識した上で、職員みずからの発案によるものでなければ行財政改革は実行できないものと位置づけまして、現在実行している事務事業の見直し作業についても、提案段階から幾度も各課とヒアリングを重ねながら、職員と執行部は同じ考え方を持って取り組んでいるところでございます。

次に、財政状況の説明と同様に、財政健全化方策についても、町政懇談会を開催して説明する必要があるのではないかということでございます。財政健全化方策を実行するに当たりましては、町民の理解と協力は必要不可欠なものでありますので、時期を見てより多くの町民の方々に説明させていただきたいというふうには考えております。

次に、今後10年間の財政見通しについてであります。本年9月の政権交代によりまして、政府はマニフェストの実行に向けまして、国民生活が第一との考え方のもと、予算編成作業を進めているところであります。地方交付税の配分の仕組み、税制改正、暫定税率の廃止など、現時点ではまだまだ不透明な部分も多くあります。本町といたしましては、国の動向を注視しながらの予算編成作業になろうかと思っております。

したがいまして、今回お示しいたしました財政健全化方策案は、最低限、来年度以降の

予算に盛り込みたいとは思っておりますけれども、国の方針がある程度確定し、当初予算が固まった時点で財政見通しを立てたいと考えておりますので、いましばらく御猶予をお願いしたいというふうに考えております。ひとつよろしく願いいたします。

副議長（林 一郎君） 2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 明確な答弁をいただきました。ありがとうございます。

いずれにいたしましても、今回の方策を実現するに当たっては、町民の御理解が非常に大切と、このように思っております。したがって、議会とか、あるいは執行部だとかだけではなくて、町民が一体となって財政の立て直しを図るという、そういう流れといたしますか、そういうものをぜひつくっていただきますようお願いをしておきたいと思っております。答弁は結構でございます。

副議長（林 一郎君） 次に、6番 岡野 茂君。

〔6番 岡野 茂君 登壇〕

6番（岡野 茂君） 私は、2点について町長及び担当者に質問をいたします。

まず、第1点は、道の駅についてであります。

我が町の基幹産業は農業であると思っておりますが、この農業活性化のために、ぜひとも道の駅の設置が必要と思います。町の特産であるイチジク、ブドウ、プラム、チンゲンサイ、コシヒカリ、花木などを主産物として四季折々の各種野菜を販売する、この道の駅が世間に認められれば、金沢、能登、富山からの距離が近いという地の利があり、また、東海北陸道の開通により、今後、東海地方からの集客が見込まれます。

農業従事者が夢のある毎月の野菜生産計画を立て、人生に楽しみと生きがいを持って、一生懸命汗を流して野菜の世話をし、道の駅に出荷する。このことが町活性化につながると思います。現在の道の駅構想のさらなる推進についてお願いいたします。

次に、財政健全化についてであります。

先ほど町長の答弁にありました、財政に向けて1本で取り組みたい、まさにこのことについては敬意を表する次第でございます。12月1日の全員協議会で、財政健全化方策の基本理念が示されましたが、デフレ、円高・株安の直撃により今後ますますの歳入不足が想定されます。

政府の行政刷新会議による事業仕分けのため、石川県では161事業に影響を受けます。その内訳は、廃止は33事業で約21億円、縮減は81事業で約102億円、見直しは36事業で約

936億円、移管は10事業で約28億円であり、全体で約1,088億円が影響を受けるわけであり
ます。歳入では、地方交付税が抜本的に見直しと判定されました。政府においては早く新
しい施策を実施し、344万人にも上る失業者を救済してほしいところであります。

こういった中、町民には厳しい雇用情勢の中、明日の生活に暗い影を落としています。
官民格差について、町民の中から不平・不満が言われる昨今であります。財政健全化の実
施により、町民には多大なる負担をしていただかねばなりません、これ以上の負担を求
めることはできません。

北陸3県でワースト1位、全国ワースト21位の中にあっては、全町民が危機感を共有し
なければなりません。こういった状況の中で、それでもなお歳入不足が生じる場合は、数
ある健全財政化の中で人件費の節減が重要と思いますが、このことを問うて私の質問を終
わります。

副議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 岡野議員の御質問にお答えいたします。

まず、道の駅についてでございますが、国土交通省の道の駅設置基準によりますと、道
の駅は、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設でありまして、その設置基準に
つきましては、他の道の駅との距離がおおむね10キロ程度あること、それから24時間利用
可能な駐車場スペース、トイレ、情報提供施設を備えた施設であることなどの条件があり
ます。

平成21年7月末現在では、全国に917カ所、本町の近隣では能登有料道路高松サービ
スエリアが道の駅となっております。

この道の駅設置の御提案であります、宝達志水町内には国道159号の免田地内と、そ
れから宿地内に24時間使用できる駐車場とトイレがございます。高松サービスエリアから
の距離も考慮しますと、かなりハードルが高く、実現については大変困難が予想されるわ
けでございます。

一方、農産物直売所につきましては、このような設置基準はありません。農業者の収入
拡大や高齢者の生きがい対策としてそれなりの効果があるものと思われませんが、町が運営
することには、現時点では大変困難ではなかろうかなというふうには思っております。

全国の直売所の成功事例を見ましても、自治体に頼らず生産者がみずから運営している
ものが多く、これらの先進事例を参考に有志の方々が努力していただければと思っており

ます。

なお、直売所の設置・運営に意欲のある方々には、町としてできる限りの支援・協力はしてまいりたいというふうに思っております。

次に、財政健全化策を実施する中で、それでも歳入不足が生じる場合において、人件費の削減も重要ではないかとの御質問であります。一般の社会経済情勢に照らしまして、当然、人件費の削減も考慮しなければならないというふうには思っております。

今回の財政健全化方策の中でも、人件費の削減につきましてお示ししているところでございます。これまでは定員適正化計画による職員の削減を行う中で、退職者の不補充により人件費の削減を行っております。合併時からの4年間で26名減少いたしております。

今後は、適正な定員管理の中で職員の新規雇用も行う一方、勧奨・希望退職も促進させ、適正な職員の新陳代謝を図りながら、人件費の削減効果を上げていく予定でございます。何とぞ御理解のほどをお願いいたします。

副議長（林 一郎君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、4項目について一般質問いたします。

まず、一般質問に入る前に、どうしても言っておかなければならないことがあります。

先ほど一般質問された方から、合併してこんなひどい財政状況になると思っていた人はいないと言われましたが、私は資料を示して数字を挙げて、合併したら財政が大変になると警告してきたつもりであります。そして、国の合併の目的が交付税減らしであることを議会で指摘してきました。しかし、今となってはそれはどうしようもないことですが、議会も行政も国の施策に盲目的に追随してきた、このことを反省材料として持っておかなければならないことを指摘したいと思います。

さて、最初の質問に移りますが、最初の質問は、町長の政治姿勢について伺うものであります。

ことし8月に行われました総選挙で、宝達志水町民は、自民・公明政権への退場の審判を下しました。これは日本の政治にとって前向きな大きな一歩であり、新しい歴史のページを開く意義を持つ、歓迎すべき出来事だと感じております。

町民が総選挙の審判にかけた思いは、自民党・公明党政権によってもたらされた耐えがたい暮らしの苦難、平和の危機を取り除きたい、政治を変えたいという強い願いでありま

す。

自民党・公明党がやってきたことは、大企業が栄えれば国が栄える、このかけ声で半世紀を超えて異常な財界中心の政治が続けられてきました。そのことがもたらしたものは、派遣・パートなどの不安定雇用が働く人の3人に1人、若者や女性の2人に1人にまで広がったのであります。懸命に働いても貧困から抜け出せない、働く貧困層と呼ばれる人が1,000万人を超えました。

医療、年金、介護、障害者福祉など、あらゆる分野で社会保障が危機に瀕しています。農林水産業と中小零細企業が衰退に追い込まれ、地域経済と地域社会が崩壊しつつあります。ごく一握りの大企業は、巨額のもうけを上げ続けていますが、国民の暮らしからは安心も希望も奪われ、貧困と格差が社会を覆いました。大企業栄えて国滅ぶ、これが自民党・公明党政治の帰結だったではありませんか。

宝達志水町の財政逼迫の大きな原因である地方交付税の削減や国庫負担事業の廃止も、財界奉仕の施策の結果です。無駄な土地買収と莫大な公共事業への町財政の投下も、自民党勢力が、それいけどんどんと反対の声を無視してやってきたことではありませんか。だから、自民党・公明党は町民や国民に審判を受け、退場させられたのであります。これはいつかの選挙での審判にとどまらず、選挙後の情勢全体を前向きに動かす大きな力として作用し続けています。

同時に、町民は、自民党・公明党政権ノ一の審判を下したけれども、民主党の政策と路線を支持したわけではないし、自民・公明政治にかわる新しい政治は何かについて答えを出したわけでもありません。

それは世論調査にもはっきりあらわれていますし、総選挙での大勝を受けた民主党の鳩山代表も、選挙直後に「私は、今回の選挙結果を単純に民主党の勝利ととらえておりません。国民の皆さんの政治へのやりきれないような不信感、従来型の政治、行政の機能不全への失望と、それに対する強い怒りがこの投票率となってあらわれた」と言っていることから明らかであります。

現在は、この言葉を忘れてしまったかのように、福祉・医療切り捨て、教育切り捨て、増税路線を自民党・公明党と同じように歩もうとしています。

さて、津田町長、思想・信条の自由は、憲法に保障された大切な権利であります。あなたがどんな思想を持とうと、自由の範囲で守られるべきであります。そして、町民に政権の座から引きずりおろされた政党の人事に口を挟むつもりは毛頭ありません。しかし、宝

達志水町民の生活と営業、宝達志水町財政を危機的な状況に追い込んだ政党である自民党の町の支部長を、財政再建を唱える町長であるあなたがするとなると、町民が納得できる理由が必要なのじゃないでしょうか。ぜひ伺いしたいと思います。

次に、国民健康保険条例第6条についてお聞きいたします。町の条例であります。

この条例は、国の国民健康保険法第44条に基づいた条例です。そして、これは旧押水町でつくり、合併後の宝達志水町に引き継がれています。この条例の内容は、生活困難な状況に陥った町民が、病院で支払う医療費の一部を減額してもらったり、支払いの免除をもらったりする制度であります。免除したり減額したりした病院に支払う医療費を町が立てかえて支払うと、国が2分の1を特別調整交付金で補てんするという制度であります。

数年前に、この条例を持っていない自治体に住んでいた方で、医療費を支払えない生活困難な状況にあった方が病院にかかりました。当然医療費は支払えないので、病院は国民健康保険法第44条に基づき、その方の住んでいる自治体に医療費を請求しました。ところが、その自治体は、国民健康保険法第44条に基づく条例を整備していないから支払う義務はないと主張し、裁判になったのであります。

この裁判の結果を私なりに要約しますと、条例を整えていない自治体のほうが悪いのであって、行政の不作为で、つまり行政のサボりで住民の権利を阻害することのないようにとの判決が下り、自治体は医療費を支払いました。

県内でも一番早くつくられた医療費の減額・免除の条例であります。この条例を施行するための要綱がつくられていないために、町民が不利益をこうむってはいけないと思います。羽咋市や志賀町は、この条例をおくればせながら今年度、6月議会や9月議会で行われました。しかし、条例をつくったと同時に、条例を施行する要綱もできて提出されました。財政がないからという言いわけもできないものであります。要綱が整ったのかどうか、町民への周知徹底をどうするのかお聞かせください。

次に、不況対策についてお聞きします。

今中小業者の経営状況は好転せず、一層の苦難が襲いかかっています。私のところにも、「厳しい借金の取り立てで苦しんでいる」と言ってきた方、「昨年以來、売上げが8割から9割減少したまま」、こう言ってきた方、「親の代から何年も持ちこたえてきたけれども、仕事が3年前の2割になった、1割になった」、「月に1週間働くかどうか」、「年金を食いつぶしている」、「町の直接支援は待ったなしだ」、こういう切実な声が町

内業者からも聞こえてきます。この声に行政や議会はこたえることができるのかどうか
問われています。

その中で、全国で行われている住宅リフォーム助成制度が成果を上げています。これは、
地域住民が地元の業者を使って住宅のリフォームなどを行った場合に、その経費の一部を
自治体が助成するものであります。助成額も自治体によってさまざまですが、国の不況対
策の交付金を利用して行っていた自治体もありましたが、助成額の上限が5万円から10万
円というのがほとんどです。

この制度のすぐれているところは、大型公共事業と違って自治体のわずかな予算で助成
金を広く薄く助成でき、中小の建設業者、関連業者、ひとり親方にも仕事が回ってくると
いうことであります。しかも、その効果は、自治体の助成額の10倍を超える経済効果を上
げているところもあるのであります。

全国では、民主商工会がこの制度の普及で頑張っています。町民にとって厳しい経済状
況の今、これを研究する意思、創設する意思はありますかとお聞きします。関係課長に
は、この制度が多く普及している埼玉県や新潟県についての状況をお聞きします。

次に、中小企業緊急雇用安定助成金についてお聞きします。

この制度は、簡単にいえば、中小企業が従業員を一時的休業や教育訓練する場合、事業
主に対して、国からかかる費用の5分の4の財政支援が行われている制度だと思っていま
すが、詳細の説明を担当課長に求めます。

一時的休業は、仕事がないから行われるのであり、つまり収入がないということです。
そうであるならば、将来的な企業の復興を望み、町が残りの5分の1の財政を支援するこ
とが大事だと思いますが、いかがでしょう。この不況を町業者が乗り切れるお手伝いを行
政がするためにも、議会がするためにも、町がやれることは何でもしよう、こういう決意
が大事ですが、町長の思いを伺います。

次は、デマンドタクシー利用料金についての質問であります。町の財政健全化方策の一
つに掲げられ、珍しく私と一致できるものであります。

昨年、平成20年度に、デマンドタクシーの予算が増大しているためとあって、デマンド
タクシー利用料金の改定が行われ、利用料1回300円が500円に引き上げられました。一体
どのような町民から1回の利用料金を200円引き上げたのかを、いま一度検証してみたい
と思います。

このデマンドタクシーは、山間部を抱え、病院や日常生活品を販売するところが近くに

ない地域に住む高齢者にとって、生きていくためにはなくてはならない制度であります。デマンドタクシーを利用する主な利用者も高齢者が主体、高齢者が安心して暮らせる町をつくるのは政治の責任です。ところが、自民党・公明党政権時代に、住民税や所得税の大増税を行い、連動して国保税が自動的に引き上げられ、介護保険料は値上げされ、過酷な負担増が高齢者世帯を直撃しています。

私は、平成19年度に、町の国民健康保険世帯の課税のための資料、年間所得階層の資料の提出を町に求め、提出されましたが、それによりますと、宝達志水町の国民健康保険世帯の657世帯は所得のない世帯、年間所得100万円以下の世帯は1,500世帯を超えます。国民年金受給額、全国平均で4万6,000円です。ここに町の多くの高齢者世帯が入っているんです。

そういう方々が生きるために、交通不便なところから病院や日用品売り場に行くのに利用しているのがデマンドタクシーであります。所得のない方や100万円以下の所得しかない方々に、片道200円、往復で400円の負担をふやしたことは、どんなに酷なことか想像できるでしょうか。

一方で、数年前に紹介したように、金沢の運輸局に問い合わせたところ、金沢近辺でない郡部のタクシーの一労働日の売り上げが1万2,000円ということでありました。今はもっと少なくなっていると思います。この1万2,000円時代に、宝達志水町のデマンドタクシーの1台当たりの委託運行経費、これが1万6,000円で契約されていたのであります。

デマンドタクシーはデマンドタクシー会社のためではなく、交通の不便なところに住む高齢者のためのものであるはずです。適切な単価が設定されるなら、高齢者の方々から1回当たり500円という高い利用料は徴収しなくても済ませることができるんです。半額以下に設定することも可能なのではないのでしょうか。デマンドタクシーのそもそもの目的を思い起こし、利用料金の引き上げと増車をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上。

副議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、自公政権の崩壊原因の認識についてのお尋ねでございます。

私は、就任時から住民党の立場で財政の健全化に取り組んでおり、政権がかわろうとも私の仕事に対する取り組み方については変わるものではございません。

また、自公政権の崩壊とありますけれども、政権交代はいずれにも起こり得る現象であるというふうに認識いたしております。

次に、自民党支部長を引き続き行うのかとの御質問でございますけれども、私は、今ほども申しました住民党の立場で町政運営に取り組んでおります。これまでと同様に、国や県に対しまして要望活動ができるように御支援、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

次に、不況対策の住宅リフォーム助成についてであります。町内の業者に仕事をつくるこの制度の創設を検討する考えはあるかとの御質問でございます。

本町におきましては、既に自立支援型住宅リフォーム推進事業、耐震改修・耐震診断補助金制度、及び下水道への接続における改造資金融資あっせんと、それに利子補給と助成制度を行っておりますので、御承知いただきたいと考えております。

次に、中小企業緊急雇用安定助成金についてであります。この制度は、景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向させる場合や、残業削減を実施することにより雇用を維持する場合、当該事業主に対してその賃金等の一部を助成するものであります。

この制度につきましては、事業主が直接職業安定所へ申請する制度となっております。また、各商工会がこの相談・指導の窓口ともなっております。

この制度では、一定の要件を満たした企業に対しまして、国が5分の4、事業主が5分の1を負担することとなっております。金沢市においては、この事業主負担分の5分の1を助成しております。

町といたしましては、住民との協働を最優先に公正で公平な行財政運営に努め、財政の健全化を最優先で推進してありまして、現状では事業主負担の肩がわりについては困難であります。御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

次に、デマンドタクシー料金についてであります。現在のデマンドタクシーの単価設定に当たりましては、平成19年度の全国のデマンドタクシーを導入している自治体の設定単価から見ても適正な単価であると考えております。

しかしながら、デマンドタクシー事業の運営収支は、平成20年度に料金を値上げしてもなお大幅な赤字となっております。契約単価などを見直す必要があるというふうには考えております。議員御提案の契約単価の引き下げによる料金の引き下げ、増便については、

効率のよい運行、適正な料金体制などどうあるべきか、今までの利用状況などを参考に検討しまして、改善できるものは改善してまいりたいというふうに考えております。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

なお、その他につきましては、所管課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

副議長（林 一郎君） 住民課長 林谷茂和君。

〔住民課長 林谷茂和君 登壇〕

住民課長（林谷茂和君） 私からは、6月定例会にも質問がありました国民健康保険における減免要綱についてお答えさせていただきます。

国民健康保険法第44条と宝達志水町国民健康保険条例第6条に基づく一部負担金の減免要綱につきましては、要綱を作成したところであります。平成22年1月から実施を考えております。

また、この制度の周知については、町広報、ホームページを利用したいと考えております。

副議長（林 一郎君） 地域整備課長 高下良博君。

〔地域整備課長 高下良博君 登壇〕

地域整備課長（高下良博君） 12番議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、国内実施自治体数は幾つかとの御質問でございますが、リフォーム助成制度につきましては、多種多様な制度がございます。国内の実施自治体数については把握しておりませんので、よろしくお願いいたします。

しかしながら、県内の市町における住宅助成制度及び融資制度につきましては、自立支援型住宅リフォーム推進事業につきましては、全市町村で助成制度がございます。それが活用されておりますが、その他の制度につきましては、19市町のうち、本町を含めまして18市町で何らかの住宅に関する助成制度が設けられております。

次に、埼玉県や新潟県では、助成額の何倍の建設土木工事が地元業者によって行われているかとの御質問でございますけれども、新潟県につきましては不明でございますが、埼玉県におきましては、数年前に助成額の14倍程度の経済波及効果があったという報告もなされております。そういうことでございますので、ここに報告させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

副議長（林 一郎君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 再質問させていただきます。

住宅リフォームサービスは、自立支援型リフォームサービスというのは、介護保険の対象の方々の住宅を改築したりするときに利用するものであって、私が今ここで提案しているのは、全町民的にそれを広げようという提案なんです。そういう提案なので、それが埼玉県において、助成額に対する14倍の経済効果があるというふうに出されているということなんです。これをぜひ、質問はそういうことなので、これについてちょっとお答えください。

そして、町長、町の財政再建というのは大事なことだと思います。ただ、町の財政再建が主になって進めていくと、中小業者の営業が成り立たなくなると、住民が大変なことになる。本来ならそこが第一で、町の財政再建なのではないか、このように思っているんです。これだけのひどい財政状況というのは、町民がつくったわけではないですから。でも、本来の自治体のあり方として、町だけが残って町民生活がだめになってしまう、これは避けなければならないと思いますが、それはいかがでしょうか。

以上、2点です。

副議長（林 一郎君） 参事 永下和博君。

〔参事 永下和博君 登壇〕

参事（永下和博君） 小島議員の質問の1点、リフォーム補助制度についての御質問について答弁させていただきます。

小島議員指摘の点で申し上げますと、例えば100万円のリフォーム工事をするといったときに、5万から10万円の補助をする、そういうことで十数倍の投資効果があらわれるのではないかと、そういったことを一般の住民にも効果を広げていってよいのではないかと御提案だったと思います。

これにつきましては、今私どもが例に挙げた話で申し上げますと、100万円のリフォームで5万から10万円の補助と、そのやり方において、本町において本当にそのことがインセンティブといいますか、誘導する力、リフォームをじゃやろうというふうなところに結びつくかどうか、インセンティブが働くかどうか、それについて少し見きわめる必要もあると思います。

そういうことから、ただいま本町でその財政健全化を進める中で、その辺がどの程度かというふうな見きわめのために、今のところは慎重にならざるを得ないという状況にある

と考えております。

以上でございます。

副議長（林 一郎君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 町長の答弁と永下参事の答弁がどうも矛盾しているように思えて仕方ないんです。インセンティブを見きわめるということは、これがやるとどうなるかということを考えていくということですし、町長の答弁は、これはまるっきりやる気がないというふうな答弁に聞こえたんですけれども、ぜひここを答弁の統一をお願いしたいなと思います。

それともう一つ、住民課長にですけれども、先ほど要綱をつくられたと言いましたけれども、いつつくられたのか。つくったところでありませとされたけれども、いつつくったのか。きのうなのか、おとといなのか聞かせていただきたいのと。

この2点です。

副議長（林 一郎君） 住民課長 林谷茂和君。

〔住民課長 林谷茂和君 登壇〕

住民課長（林谷茂和君） 小島議員の再質問で、いつごろつくったのかということで、11月末で作成済みでございます。

副議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 助成措置につきましては、やはり町の財政再建というのを最優先で進めておりますので、新たにそういう制度を設けるつもりは、現在のところは考えておりませんので、そこは御理解のほどをよろしくお願いいたします。

副議長（林 一郎君） 以上で通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

議事の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後1時30分から会議を開きます。

午後12時13分

午後1時30分

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告

議長（金田之治君） 日程第15 委員長報告を行います。

まず、決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました認定第1号 平成20年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成20年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定10件について、決算特別委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いします。

決算特別委員長 林 一郎君。

〔決算特別委員長 林 一郎君 登壇〕

決算特別委員長（林 一郎君） 決算特別委員会委員長報告。

平成21年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る11月4日、5日の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました決算認定案件は、認定第1号から認定第10号までの10件であります。

付託のありました10会計の決算審査に当たりましては、決算書及び決算附属書類を初め、主要施策の成果等の説明書や支出命令書を参考としながら、関係法規に適合しているか、計数的正誤、将来の財政運営にどのように反映させるかを主眼に、町執行部からの詳細な説明を求めながら慎重に審査いたしました結果、各会計とも適正かつ正当なものと認められました。

よって、採決の結果、認定第1号から認定第10号までの10件は、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目について十分に検討の上、今後の予算編成とその執行に当たっては、適切に対処されるよう要望いたします。

- 1、各課の連携を密にされたい。
- 2、事業の遂行に当たっては、新しい発想を持って取り組まれたい。
- 3、委託経費の節減により、町民負担の軽減を図られたい。
- 4、職員数の適正化を図り、空洞化を来さぬよう考慮されたい。
- 5、地デジ化に向け、加入費用の軽減措置やキャンペーン等の施策を実施するなど、ケーブルテレビの加入促進を図られたい。

6、透明性のある入札制度の確保に努められたい。

この6点であります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金田之治君） 次に、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました請願第4号 「住宅リフォーム助成制度」（仮称）の創設を求める請願書について、総務常任委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いします。

総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

第3回定例会において当委員会に付託され、継続審査となっていました請願第4号 「住宅リフォーム助成制度」（仮称）の創設を求める請願書について、去る11月27日に総務常任委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

さきの定例会では結論に至らず、継続審査となっております住宅リフォームに係る助成制度について、現在実施している助成制度の内容やこの制度との整合性、財源問題など多方面から活発に議論されましたが、当委員会では不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（金田之治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成20年度決算についての反対討論を行います。

平成20年度は、OECD（経済開発協力機構）が、平成18年度のOECD諸国の相対的貧困率を発表した年であります。日本の相対的貧困率が14.9%であり、国民の約6人に1人が相対的貧困状態だということを基本に置いた行政や議会運営が求められています。

これは、先進諸国の中では恥ずべき第2位になったことを紹介しました。日本は、この貧困率が次の年には国民の15.7%に伸びています。相対的貧困率が伸び続ける中で、平成20年度の予算が決められ、それに基づき執行されていきました。

平成20年度に町議会の賛成多数で決められたのは、デマンドタクシーの使用料金の引き上げ、放課後児童クラブ負担金の引き上げ、育児奨励金の廃止、ごみ袋の有料化、敬老会事業費用の削減、高齢者のインフルエンザ予防負担金の1,000円への引き上げ、65歳から69歳の心身に障害を持つ方の医療助成の削減、保育料の引き上げ、町独自の農業助成・育苗補助などの廃止、小中学校就学援助費の単価の切り下げ、修学旅行への補助の削減、国民健康保険税の引き上げなど、本来削減してはいけない福祉の事業、福祉の対象者への施策が削減されたのが平成20年度です。また、次年度、平成21年度の介護認定の変更や、いわゆる2009年問題への対策を無視したのもこの予算でありました。

また、後期高齢者医療制度への認識が他のまちよりおくれたため、これを機会に、県内の他の市町では、国民健康保険税を介護保険制度や後期高齢者医療制度への支出などを加えても、住民が支払う保険税の総額を据え置くか引き下げています。多くの自治体でそのように行っております。

宝達志水町では、逆に、総額をふやす失敗を行ったのが平成20年度であります。また、余りにも福祉を削り過ぎたために、一般会計では5,100万円も予算を余らせたという結果を重視しなければなりません。

自治体は利潤追求目的の企業ではありません。福祉対象の町民は受益者ではありません。住民の健康と安全と福祉を守ったかどうかで評価されるのが自治体であります。福祉の対象者や子育て世代を苦しめる財政再建や誤った受益者負担は、自治体を自治体でなくする

ことを指摘し、平成20年度決算に対する反対討論を終わります。

同時に、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書に対しては、賛成討論を行います。

一般質問でも発言しましたが、請願趣旨をいま一度説明し、議会が町業者の仕事をつくり出すことに第一歩を踏み出していききっかけにしたいと思います。

急速な景気悪化が住民、中小業者の生活と営業を直撃しています。こうした状況で、中小業者の倒産も相次ぎ、その営業と生活は存亡の危機にあります。今こそ緊急の経済対策が求められています。住宅リフォーム助成制度は、当町で行われている介護保険対象者の方が利用する自立支援型の住宅リフォーム助成を町民全体に対象者を広げるものであり、地域住民が地元業者を使って住宅のリフォーム等を行った場合に、その経費の一部を自治体が助成するものです。この制度は、住民が住宅などの改善を進めるきっかけをつくるとともに、中小業者の振興を促し、地域経済の活性化に寄与するものであります。

以上、賛成討論を終わるものであります。

議長（金田之治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

採 決

議長（金田之治君） これより採決に入ります。

認定第1号 平成20年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第1号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、認定第2号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第2号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、認定第3号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第3号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、認定第4号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第4号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、認定第5号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第5号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、認定第6号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第6号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、認定第7号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第7号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、認定第8号 平成20年度宝達志水町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第8号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、認定第9号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第9号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、認定第10号 平成20年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第10号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

議長（金田之治君） 次に、請願第4号 「住宅リフォーム助成制度」（仮称）の創設を求める請願書を採決します。

この表決は起立により行います。

請願第4号に対する総務常任委員長の報告は不採択です。請願第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立少数です。よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

委員会付託

議長（金田之治君） お諮りいたします。議案第71号から議案第77号までの議案7件及

び請願第6号は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第71号から議案第77号までの議案7件、請願1件は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定しました。

休会の議決

議長（金田之治君） お諮りします。委員会審査のため、明12月12日から12月21日までの10日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明12月12日から12月21日までの10日間を休会とすることに決定しました。

散 会

議長（金田之治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は12月22日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後1時52分散会

平成21年12月22日（火曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	9 番	北 本 俊 一
2 番	柴 田 捷	10 番	中 川 信 夫
3 番	津 田 勤	11 番	金 田 之 治
4 番	中 谷 浩 之	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治
8 番	守 田 幸 則		

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	山 本 実
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環 境 安 全 課 長	高 松 守 成
健 康 福 祉 課 長	源 大 恵
産 業 振 興 課 長	太 田 永 作
ふるさと振興室長	藤 井 能 富 夫
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博

学校教育課長	栗原政典
生涯学習課長	土上猛
会計課長	中村清康

議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討 論
- 日程第 4 採 決
- (追加日程)
- 日程第 1 副議長の辞職許可
- 日程第 2 副議長の選挙
- (追加日程)
- 日程第 1 産業建設常任委員長及び副委員長の互選の報告
- 日程第 2 広報編集特別委員の選任
- 日程第 3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査及び継続審査

開 議

議長（金田之治君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、12月11日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告

議長（金田之治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各委員会に付託いたしました議案及び請願について、審査の経過並びに結果について、特別委員長及び各常任委員長より報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

病院運営特別委員長（守田幸則君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月14日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、財源となる特別交付税、新型インフルエンザ対策経費、維持管理経費の質疑などにより審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、病院運営特別委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 次に、産業建設常任副委員長 柴田 捷君。

〔産業建設常任副委員長 柴田 捷君 登壇〕

産業建設常任副委員長（柴田 捷君） 今委員会は、副委員長の私が委員長の職務を行いましたので、私から委員長報告をいたします。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月15日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その

経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、空き家等調査事業などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げ、産業建設常任委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月17日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりでございます。

当委員会では、各施設の修繕や災害時の安否確認、医療費などの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案3件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月18日、総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、税の徴収や敷浪駅駐車場整備、ケーブルテレビ事業など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案4件は原案のとおり可決すべきものと決定し、請願1件は調査のため継続審査とすることに決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、道路占用料について検討されたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査及び継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

討 論

議長（金田之治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありますか。

12番 小島昌治君。

[12番 小島昌治君 登壇]

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成21年度一般会計補正予算案と町の公の施設の指定管理者の指定案について反対し、討論を行います。その他の議案については賛成いたします。

宝達志水町にとって、最大の懸念が町民の深刻な雇用情勢と同時に、中小零細企業の仕事の確保の問題であります。政府は、GDPプラス成長と発表していますが、町民の雇用と所得の悪化、それに伴う消費の低迷が大きな不安要因だと思います。今、国・県だけでなく、町も失業者と中小零細業者の願いに思いを寄せ、積極的な支援策を打ち出すべきときであります。

ところが、今回の一般会計補正予算案は、職員給与等を3,000万円余削減し、町の消費低迷を一層悪化させるものとなっています。そもそも公平委員会にも諮られていなくて、ラスパイレス指数が県内最低に位置づけられる町職員給与削減が合法的なのかという、私の問題提起さえも無視した予算案になっています。

また、最も求められている新たに雇用をつくり出す予算は、県支出金の緊急雇用創出特別事業予算の73万8,000円で、わずか3カ月間、1名だけの雇用予算であります。町の財政危機は、町民がぜいたくをしてつくり出したものではありません。自民党勢力が公共事業をそれいけどんどんと行いながら、国の自民党政権終盤には、国庫負担の基本的廃止と地方交付税削減などの三位一体改革を進めてきた結果が、町の借金である起債の償還に今支障を来しているための財政危機なのは明らかであります。

それと、それを町で進めてきた自民党勢力には、深い反省を求めるものであります。今町民が苦しんでいるときに、町財政危機を理由にした町民福祉や暮らしの予算を積極的に計上しないやり方を改善するよう強く求めるものであります。

財政危機ならば、町が少ない予算でも町民に仕事が回る、雇用がふやせる研究をし、施策を打ち出していく、ボランティア活動を育成するなどの積極策を求めるものです。協働のまちづくりを打ち出した津田町長ですが、このままでは何もしないことがまちづくりの基本となってしまうことを懸念し、反対討論とするものであります。

また、公の施設の指定管理者の指定については、町の管理が諸問題解決に合理的ゆえ反対するものであります。

以上。

○議長（金田之治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第71号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第72号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第75号 平成21年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）までの議案4件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第72号から議案第75号までの議案4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第75号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第76号 宝達志水町公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第77号 小字の区域及び名称の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。請願第6号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、請願第6号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

議事の都合により、暫時休憩します。

午後2時21分

午後2時56分

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（金田之治君） 休憩中、副議長 林 一郎君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、林 一郎君の副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、林 一郎君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

副議長の辞職許可

議長（金田之治君） 林 一郎君の副議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（米谷勇喜君） それでは、読み上げいたします。

平成21年12月22日、宝達志水町議会議長 金田之治殿、宝達志水町議会副議長 林 一郎。

辞職願 このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長（金田之治君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。本件を許可することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、林 一郎君の副議長の辞職については、地方自治法第108条の規定により許可することに決定しました。

林 一郎君の入場を認めます。

〔7番 林 一郎君 入場〕

議長（金田之治君） 7番 林 一郎議員に告知します。

副議長辞職の件については、地方自治法第108条の規定により、これを許可することに決定しましたので告知いたします。

副議長退任のあいさつ

議長（金田之治君） 林 一郎議員が発言を求めていますので、これを許可します。

〔7番 林 一郎君 登壇〕

7番（林 一郎君） 辞任に当たりまして、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

昨年の12月定例会におきまして、金田議長の補佐役として、私、副議長に就任させていただきましたけれども、きょうまでの1年間、議員各位の皆様、町執行部の皆様、及び関係各位の皆様の御支援と御協力のもと、無事、大過なく過ごさせていただきました。本当にありがとうございました。お礼を申し上げまして、辞任に当たりましての一言のごあいさつを申し上げます。ありがとうございました。

議長（金田之治君） 前副議長には、議長の補佐役として議会運営に御尽力されました。

御苦労さまでした。

日程の追加

議長（金田之治君） この結果、副議長に欠員を生じたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに行うことに決定しました。

副議長選挙

議長（金田之治君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議会書記 議場閉鎖〕

議長（金田之治君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に柴田 捷君、萩山恭子君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔議会書記 投票用紙を配付〕

議長（金田之治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会書記 投票箱を開放〕

〔議長で投票箱の中の空虚を確認〕

議長（金田之治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票願います。

〔事務局長 点呼〕

〔1番議員から14番議員まで点呼 順次投票〕

議長（金田之治君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

柴田 捷君及び萩山恭子君、開票立ち会いをお願いいたします。

〔議会書記 開票〕

〔立会人は、投票総数 有効投票及び無効投票数を確認〕

〔立会人は、有効投票中の獲得票数を確認〕

議長（金田之治君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、岡野 茂君12票、小島昌治君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.25票であります。したがって、岡野 茂君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議会書記 議場開鎖〕

議長（金田之治君） ただいま副議長に当選されました岡野 茂君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長当選承諾及びあいさつ

〔当選人 発言を求める〕

議長（金田之治君） それでは、当選された岡野 茂君が発言を求めていますので、これを許可します。

〔副議長 岡野 茂君 登壇〕

副議長（岡野 茂君） ただいま皆様から力強い御推挙をいただきまして、副議長に就任いたしました。まことに身に余る光栄でございます。皆様方の御厚情に対し、心から御礼を申し上げます。この上は、議長を補佐して宝達志水町議会を高揚させるために一生懸命努力、町政の進展と町民のために一生懸命努力してまいりたいと思っております。どう

か議員各位及び執行部におかれましては、格段の御指導を御鞭撻を賜りまして就任のあいさつといたします。

議長（金田之治君） 議事の都合により、暫時休憩します。

午後 3 時13分

午後 3 時20分

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（金田之治君） ただいま産業建設常任委員長及び副委員長の互選の報告の件外 1 件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

産業建設常任委員長及び副委員長の互選の報告

議長（金田之治君） それでは、追加日程第 1 産業建設常任委員長及び副委員長の互選の報告を議題といたします。

先ほどの休憩中に産業建設常任委員会が開催され、委員会条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により、委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので御報告いたします。

産業建設常任委員会委員長 柴田 捷君、副委員長 中谷浩之君、以上のとおりであります。

広報編集特別委員の選任

議長（金田之治君） 次に、追加日程第 2 広報編集特別委員の選任の件を議題といたします。

広報編集特別委員会委員の欠員による選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、私のほうから指名いたします。

広報編集特別委員会委員に柴田 捷君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（金田之治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第4回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

前副議長 林 一 郎

署名議員 小 島 昌 治

署名議員 北 信 幸